

高松市・香川町合併協議会

第14回会議資料

日 時：平成17年1月11日（火）

午後2時

場 所：香川町農村環境改善センター

2階 大ホール

目 次

(協 議 事 項)

協議第 2 0 号	地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について （第 1 1 回会議提案：継続協議） -----	1
協議第 2 8 号	建設計画（協定項目第 2 5 号）について （第 1 1 回会議提案：継続協議） -----	6
協議第 3 2 号	商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号） について（第 1 2 回会議提案：継続協議） -----	7
協議第 3 7 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い （協定項目第 8 号）について （第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	1 0
協議第 3 8 号	事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号） について（第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	1 4
協議第 3 9 号	一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号） について（第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	1 9
協議第 4 0 号	障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 6 号） について（第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	2 2
協議第 4 1 号	高齢者福祉事業（協定項目第 2 4 - 7 号）について （第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	2 5
協議第 4 2 号	その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号） について（第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	2 8
協議第 4 3 号	農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号） について（第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	3 1
協議第 4 4 号	消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号） について（第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	3 4
協議第 4 5 号	学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について （第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	3 7

協議第 4 6 号	コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 5 号）	
	について -----	4 0
協議第 4 7 号	児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について -----	4 3
協議第 4 8 号	環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について -----	4 6
協議第 4 9 号	建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について -----	4 9
協議第 5 0 号	下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について -----	5 2
協議第 5 1 号	社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について -----	5 5
協議第 5 2 号	文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	5 8
協議第 5 3 号	その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）	
	について -----	6 1
協議第 5 4 号	その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）	
	について -----	6 2
協議第 5 5 号	その他の事業（葬斎関係事業）	
	（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について -----	6 3

（ そ の 他 ）

高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	6 4
高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	6 4

協議第20号（第11回会議提案：継続協議）

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月26日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第6号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、香川町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市香川地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の香川町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市香川地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と香川町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と香川町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 香川町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(資料)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、地域審議会の取扱いが協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。

2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。

また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。

なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次頁のとおり定める。

協議第 28 号（第 11 回会議提案：継続協議）

建設計画（協定項目第 25 号）について

建設計画（協定項目第 25 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 25 号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 3 2 号 (第 1 2 回会議提案 : 継続協議)

商工・観光関係事業 (協定項目第 2 4 - 1 4 号) について

商工・観光関係事業 (協定項目第 2 4 - 1 4 号) を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 4 号	商工・観光関係事業
<p>(第 1 2 回会議提案分)</p> <p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。 香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度 について、現行のとおり実施するものとする。 合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けてい る企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度 を適用するものとする。 香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとす る。</p> <p>(第 1 3 回会議修正案)</p> <p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。 香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度 について、現行のとおり実施するものとする。 合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けてい る企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度 を適用するものとする。 香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとす る。</p> <p>合併時まで償還を終えていない香川町の勤労者住宅融資資金貸付制度 に基づく融資に係る預託については、高松市が引続き実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

商工・観光関係事業(協定項目第24-14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、商工・観光関係事業の取扱いについて協議された市 8市

新潟市

黒埼町商店街整備事業費補助金については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町独自の補助制度のうち、

- 1 駐車場借上料補助金は、新潟市の制度として取込む。
- 2 街路灯県道道路占用料補助金は、当分の間、現行のとおりとする。
- 3 大野町活性化推進委員会が現在行っている大野地区の商店街活性化のための調査研究事業については、当該事業終了までは、現行のとおりとする。(ただし、新潟市制度適用の方が有利な場合は、この限りではない。)黒埼町の以下の制度については、借入残金のある間は、返済終了まで存続する。中小企業特別融資、商工業近代化資金、持家住宅建設資金貸付黒埼町の工場誘致条例の適用を受けている事業所については、不均一課税相当分の税額を工場建設促進助成金として交付する。

廿日市市

- 1 商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。ただし、各種融資制度等については廿日市市の制度に整理統合するものとする。
- 2 各種観光事業については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、そのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を展開するものとする。

新発田市

- ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。
- イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。
- ウ 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、商工・観光関係事業について確認された市の事例

秋田市

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

岐阜市

1 中小企業制度融資

- (1) 制度融資については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。ただし、羽島市、笠松町、北方町及び岐南町の合併前の債務残高は、完済まで金融機関へ預託等を行うものとする。
- (2) 制度融資の借入時に中小企業が支払う信用保証料を、市町が助成する信用保証料補給制度については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。ただし、合併前の融資分については、補給期間終了まで現行のとおり継続するものとする。
- (3) 制度融資の返済時に中小企業が支払う利子を、市町が助成する利子補給制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併前の融資分については、補給期間終了まで現行のとおり継続するものとする。

2 観光・イベント事業

- (1) まつり・イベントについては、現行のとおりとするものとする。

豊田市

- 1 観光イベントは、全市的なものと地域的なものとを整理し、特色あるイベントは当面、存続する。なお、イベントの内容により、実施主体等を合併時まで検討する。
- 2 商工業者事業資金は、合併時に豊田市の制度に統一する。信用保証料補助金は、合併時に豊田市の制度に統一する。

鹿児島市

- 1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。
- 2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。

協議第 37 号（第 13 回会議提案：継続協議）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 12 月 21 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 8 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>香川町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。</p> <p>香川町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき 5 人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期について【参考】

区 分			原 則	特例措置	
				内 容	根拠法令
統 合	合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任が可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期		編入する合併市町村の選挙による委員の在任期間	
旧市町単位で設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2以上の農業委員会を設置する場合	在任		従前の農業委員会が、そのまま存続する。従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
		任期		従前の任期の残任期間	
新たに2以上の区域を設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としない2以上の農業委員会を設置する場合	在任		合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により、80人を超えない範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項
		任期		合併関係市町村の協議により、合併後1年を超えない範囲内で定める期間	

注) 1 合併市町村に2以上の農業委員会を置くことができる要件としては、合併市町村の区域が24,000haを超える合併市町村、又は合併市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える合併市町村とされ、例外的措置と考えられている。

【両市町の現況】

		高松市	香川町	計
市町の面積(H16.4.1現在)		19,434ha	2,733ha	22,167ha
農地面積(現況地籍)		6,184ha	692ha	6,876ha
委員報酬額 (年額)	会 長	697,200円	269,000円	
	会長職務代理者	544,800円	219,000円	
	部 会 長	544,800円	-	
	委 員	484,800円	205,000円	
委員会部会	農地部会	20名	該当なし。	
	農政部会	28名	該当なし。	

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて協議された市 10市

潮来市

- 1 牛堀町の農業委員会は、潮来町農業委員会に統合するものとする。
- 2 牛堀町の農業委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定を適用し、潮来町農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

つくば市

- 1 荳崎町農業委員会は、つくば市農業委員会に統合するものとする。
- 2 合併特例法第8条第1項及び第2項を適用し、荳崎町農業委員会の選挙による委員は、つくば市農業委員会の委員の残任期間に合わせて引き続き在任するものとする。

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村の農業委員会は、廿日市市の農業委員に統合するものとする。
- 2 佐伯町及び吉和村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、廿日市市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

呉市

- 1 下蒲刈町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。

新居浜市

- 1 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

注/新島市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目第8号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

堺市

美原町の農業委員会の選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、堺市の農業委員会の委員の在任期間である平成17年7月14日まで、引き続き堺市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。ただし、美原町の農業委員会の選任による委員は失職する。

なお、在任特例期間終了後の委員定数については、法令の基準に基づき調整する。

奈良市

1 月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会は、奈良市農業委員会に統合する。

2 月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会の選挙による委員で奈良市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、6人に限り、奈良市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き奈良市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

3 合併後の一般選挙時における農業委員会の委員の定数は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき30人とし、奈良市の区域は4選挙区24人、月ヶ瀬村及び都祁村の区域は1選挙区6人とする。

倉敷市

1 船穂町及び真備町の農業委員会は、倉敷市の農業委員会に統合するものとする。

2 船穂町及び真備町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項の規定を適用し、31人以上とし、その任期は同項第2号の規定を適用し、平成17年4月21日までとする。

3 平成17年4月22日以降の新市の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき40人とし、倉敷市及び船穂町の区域に8選挙区34人、真備町の区域に1選挙区6人とする。

このうち、船穂町は、倉敷市の富田、長尾穂井田と統合し1選挙区6人とする。

4 農業委員会の委員のうち選任委員の定数は条例で定める人数とし、船穂町及び真備町の選任委員は合併時に失職する。

協議第 38 号（第 13 回会議提案：継続協議）

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 13 号）について

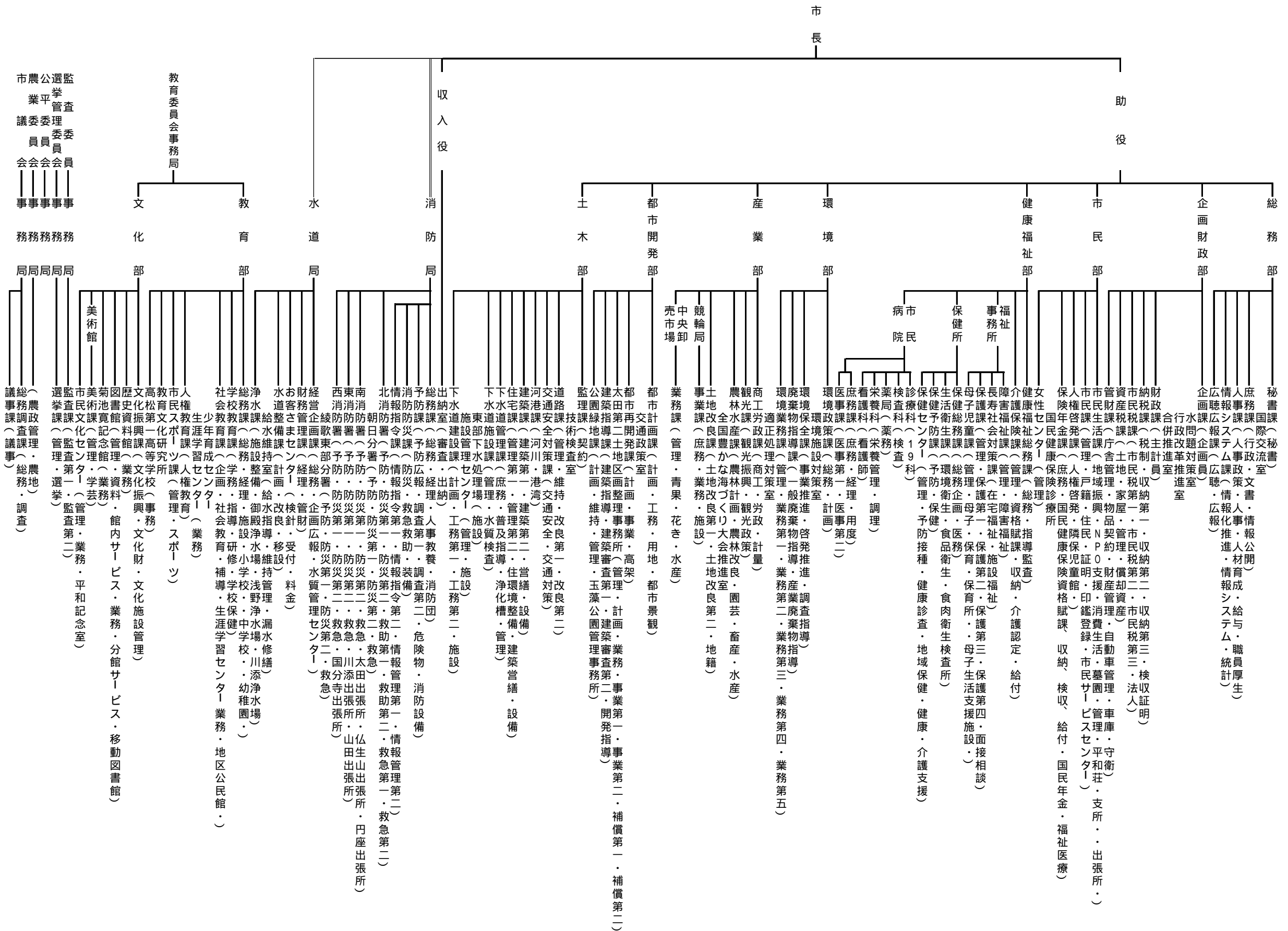
事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 13 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

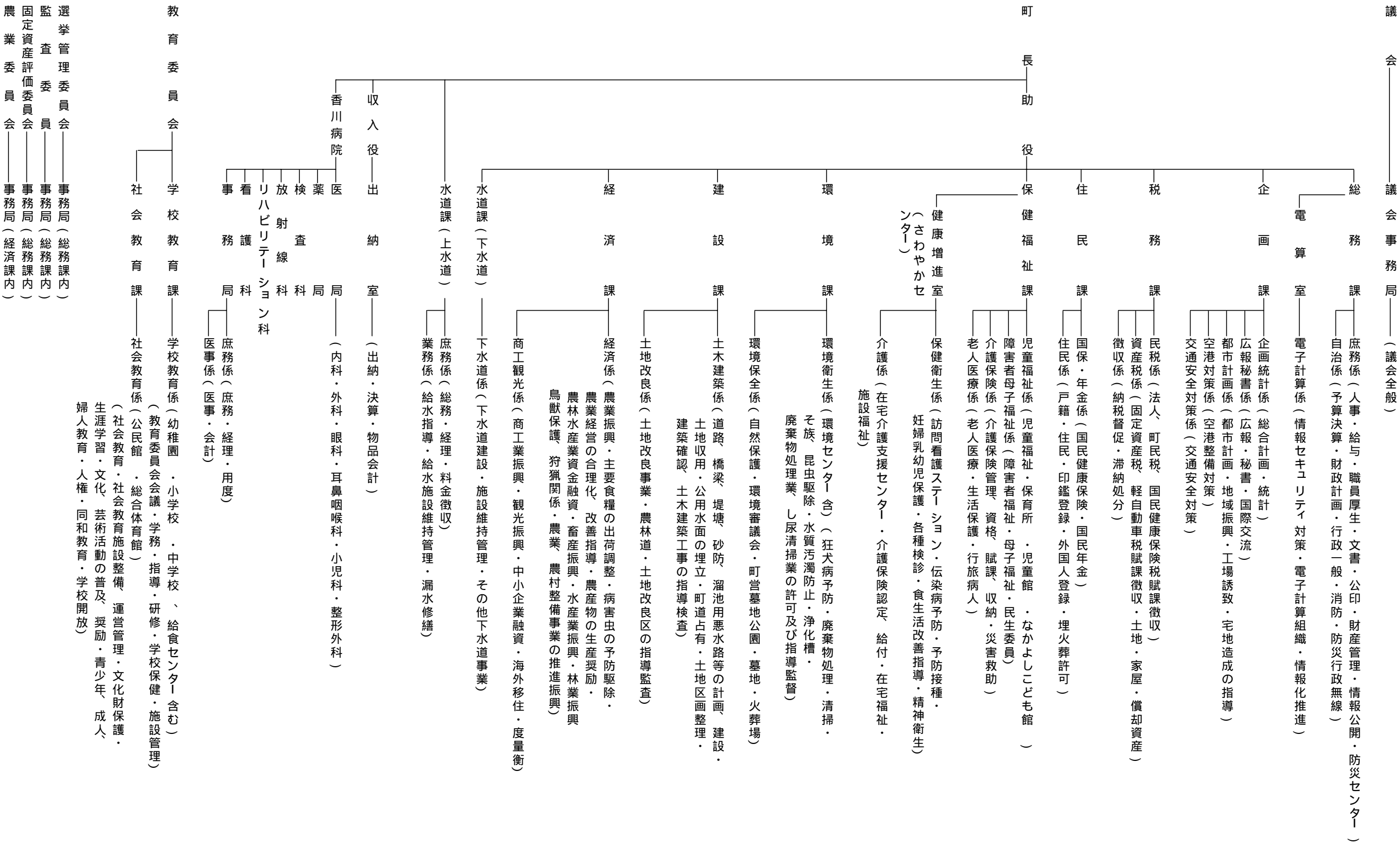
平成 16 年 12 月 21 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 13 号	事務組織及び機構の取扱い
<p>現在の香川町役場については、香川町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項に規定する支所とする。</p> <p>香川支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香川町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。</p> <p>住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。</p> <p>これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認





事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、事務組織及び機構の取扱いについて協議された市 10市

新潟市

黒埼町役場は、地区事務所とする。ただし、

- 1 当分の間、地方自治法上の支所とする。
- 2 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。
- 3 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。

潮来市

- 1 現在の牛堀町役場は、当面支所として存続させるものとする。
- 2 支所の組織については、住民サービスと職員に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。

つくば市

- 1 現在の荃崎町役場は、当面支所として存続させるものとする。
- 2 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 3 合併後の附属機関等の委員構成については、荃崎地域の实情に応じた適切な措置を講ずるものとする。

福山市

執行機関の組織については、住民サービスの低下をきたさないよう適切に措置するものとする。内海町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。内浦支所のあり方については、今後事務レベルで協議する。

呉市

下蒲刈町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

新発田市

豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、事務組織及び機構の取扱いについて確認された市の事例

長野市

- 1 大岡村役場、豊野町役場、戸隠村役場及び鬼無里村役場は支所とし、課制を廃止しスタッフ制とする。
- 2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮して、段階的に再編見直しを行う。

豊田市

新市の組織及び機構は、次の事項を基本として、合併時まで調整する。

- 1 住民サービスの向上に十分配慮する。
- 2 適正な職員数及び人員配置となるよう留意する。
- 3 住民にわかりやすく、利用しやすいものとする。
- 4 簡素で効率的なものとする。
- 5 支所の体制は、前4項及び都市内分権の協議内容を踏まえて調整を行うものとする。

奈良市

- 1 合併後の月ヶ瀬村役場及び都陞村役場は、行政センターとする。
- 2 行政センターの業務は、現在、奈良市に設置されている出張所の業務に、月ヶ瀬村及び都陞村独自の業務等を加えたものとする。

倉敷市

現在の船穂町役場及び真備町役場は、地方自治法上の支所とする。その組織については、企画・管理部門及び行政委員会の事務局等を除いて現行の事務執行を基本とした体制とし、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮しながら、段階的な再編・見直しを行うものとする。

なお、組織の詳細については、1市2町で別途協議し決定するものとする。

協議第 39 号（第 13 回会議提案：継続協議）

一部事務組合等の取扱い（協定項目第 16 号）について

一部事務組合等の取扱い（協定項目第 16 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 12 月 21 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 16 号	一部事務組合等の取扱い
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</p> <p>香川町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。</p> <p>香川町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、一部事務組合等の取扱いについて協議された市 9市

新潟市

- 1 黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。
- 2 黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。
- 2 佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。
- 3 佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。

呉市

下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

新発田市

- 1 豊浦町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。ただし、調整が必要な事項は、新市に引き継ぐ。
- 2 豊浦町が加入している協議会等については、合併の前日をもって脱退する。ただし、日本温泉協会、新潟県国土調査推進協議会、安田橋下流橋架橋促進期成同盟会、国道290号整備促進期成同盟会、福島潟治水対策促進協議会、松岡川改修促進協議会、本田・天王地区河川協議会については、合併の日をもって新市が加入する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、一部事務組合等の取扱いについて確認された市の事例

倉敷市

- 1 倉敷市は、加入している一部事務組合に引き続き加入するものとし、船穂町及び真備町は、それぞれ加入している一部事務組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 2 総社広域環境施設組合及び岡山県広域水道企業団については、合併の日に真備町の地位を継承する形で新市において加入するものとする。
- 3 高梁川西岸用水組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、合併の日から新市において財産を引き継ぎ、事務を行うものとする。

福山市

- 1 福山沼隈広域行政組合及び福山市沼隈郡沼隈町中学校組合については、解散するものとし、福山市と沼隈町で解散に向けた手続きを進めるものとする。
- 2 福山市と沼隈町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。
- 3 沼隈町のみが加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

高知市

- 1 高知市は、加入している一部事務組合等に引き続き加入し、鏡村及び土佐山村は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退する。
- 2 鏡村及び土佐山村で組織している「鏡・土佐山二村学校給食組合」は、合併の日の前日をもって解散する。なお、合併の日をもって高知市が財産を引き継ぐとともに、職員を採用する。
- 3 鏡村及び土佐山村が、他の地方公共団体に委託している事務は、合併の日の前日をもって委託を廃止する。

鹿児島市

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、平成16年10月31日をもって脱退し、消防、介護保険、ごみ、し尿及び斎場に係る共同処理業務は、鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。

協議第40号（第13回会議提案：継続協議）

障害者福祉事業（協定項目第24-6号）について

障害者福祉事業（協定項目第24-6号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-6号	障害者福祉事業
<p>障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

障害者福祉事業(協定項目第24-6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、障害者福祉事業について協議された市 9市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

廿日市市

老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

- 1 豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。
- 2 豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

障害者福祉事業（協定項目第24-6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、障害者福祉事業について確認された市の事例

岐阜市

- 1 重度心身障害者医療費助成については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の例により統一するものとする。
- 2 障害者施設等の整備費助成については、岐阜市の制度を適用するものとする。
- 3 盲導犬、聴導犬及び介助犬飼育費助成事業については、岐阜市の制度を適用するものとする。

倉敷市

障害者福祉事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 1 平成16年度に新設する真備町の精神障害者小規模通所授産施設は、新市の直営で運営するものとし、平成18年度から指定管理者制度に移行するものとする。
- 2 障害者団体への助成は、現行のとおりとし、合併後、地域の実情に合わせ調整するものとする。
- 3 福祉タクシー事業は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 在宅重度心身障害者介護手当は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスの創作的活動、社会適応訓練等のサービス並びに児童デイサービスの利用料は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の利用料に統一するものとする。

鹿児島市

- 1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。
- 4 友愛特別乗車証交付事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。

協議第 4 1 号 (第 1 3 回会議提案 : 継続協議)

高齢者福祉事業 (協定項目第 2 4 - 7 号) について

高齢者福祉事業 (協定項目第 2 4 - 7 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 7 号	高齢者福祉事業
		<p>高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域における高齢者と施設の交流事業 (配食サービス事業) の実施方法については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>高齢者いきがいデイサービス事業の対象者のうち、高松市の対象者の要件に該当しない高齢者で、合併時に香川町地域においてデイサービスを受けている者については、合併後も対象者とする。</p> <p>合併時において、香川町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の香川町の利子補給利率を適用する。</p> <p>香川町の温泉無料入湯券交付事業については、合併時の対象者で、かつ香川町地域に引き続き住所を有する者に限り、現行のとおりとする。</p>

平成 年 月 日 確認

(資料)

高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、高齢者福祉事業について協議された市 10市

潮来市

潮来町の介護慰労金(85歳以上の老人を常時介護する人へ支給)については、新たな高齢者福祉事業の財源に充てるものとする。

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

廿日市市

老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

- 1 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。
- 2 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 4 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

高齢者福祉事業（協定項目第24 - 7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、高齢者福祉事業について確認された市の事例

岐阜市

- 1 敬老事業については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から敬老事業のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。
 - 2 住宅改造補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市、笠松町及び岐南町の制度を適用するものとする。
 - 3 はり、きゅう、マッサージ費用助成については、合併の翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。
 - 4 配食サービスについては、合併後1年を目途に、制度統合に向け調整を図るものとする。
 - 5 介護用品支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。
- ただし、合併時に各市町において支給対象であった者で、岐阜市の制度を適用することにより支給対象でなくなる者については、合併の翌年度から3年度間に限り支給対象者とみなすものとする。

豊田市

（高齢者保健福祉計画について）

個々の事業レベルでは各市町村の計画に違いがあるが、介護保険事業計画と整合性をもって策定する必要がある。

高齢者保健福祉計画は、平成17年度までは現行の各市町村の計画を基本とし、平成18年度に統一した事業計画を実施する。

（高齢者保健福祉事業について）

食の自立支援事業は、合併時は現行のサービスを基本とし、合併1年後を目途に調整する。

ただし、小原村については、併時より実施する方向で調整する。

協議第42号（第13回会議提案：継続協議）

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）について

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-10号	その他の福祉事業
<p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患援護事業、原子爆弾被爆者援護事業及び介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、香川町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の香川町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度、または香川町の制度における年齢要件に達する日のいずれか早い時期までに限り、対象者とみなすものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

その他の福祉事業(協定項目第24-10号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、その他の福祉事業について協議された市 8市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについては、その例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、

- 1 事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。
- 2 福山市社会福祉協議会と新市町社会福祉協議会は、合併時に統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、その他の福祉事業について確認された市の事例

秋田市

その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとする。

岐阜市

- 1 災害見舞金については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。
- 2 災害援護資金については、現行のとおりとする。
- 3 災害弔慰金については、現行のとおりとする。
- 4 交通災害見舞金については、合併時に岐阜市及び笠松町の制度を適用するものとする。
ただし、見舞金の額については、合併時まで調整するものとする。

奈良市

- 1 ふれあい福祉大会については、奈良市が開催する大会に統合する。なお、月ヶ瀬村及び都祁村からの参加者の交通手段については、当分の間、市において確保する。
- 2 各市村主催の戦没者追悼式については、奈良市の式典に統合する。なお、月ヶ瀬村及び都祁村からの参列者の交通手段については、市において確保する。
- 3 合併後、各村の地区主催で開催予定の追悼式については、これまでの経緯と地域の実情等を考慮して、当分の間、補助する方向で調整する。
- 4 2村の戦没者については、遺族の申し出により、慰霊塔公園内の合祀者慰霊碑に追記する。

倉敷市

- 1 戦没者追悼事業については、合併の行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 2 社会福祉協議会人件費補助については、合併の行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。

協議第 4 3 号 (第 1 3 回会議提案 : 継続協議)

農林水産関係事業 (協定項目第 2 4 - 1 5 号) について

農林水産関係事業 (協定項目第 2 4 - 1 5 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 5 号	農林水産関係事業
<p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>香川町が実施している農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会、香川町養鶏組合、園芸団体及び有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</p> <p>香川町が実施している農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。</p> <p>香川町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>香川町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川町の農林漁業公庫資金償還金については、高松市が引き継ぐものとする。</p> <p>香川町のふるさと物産まつりについては、現行のとおり実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

農林水産関係事業(協定項目第24-15号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、農林水産関係事業について協議された市 8市

大船渡市

(農道、林道の取扱い)

三陸町の農道及び林道は、大船渡市に引き継ぎ、管理規程等については、今後調整を図る。

(水路の取扱い)

大船渡市の制度に統一する。

廿日市市

1 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。

2 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。

3 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。

4 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。

呉市

1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

2 農林道、水路、ため池、森林、各種振興施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

1 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。

2 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

農林水産関係事業（協定項目第24-15号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、農林水産関係事業について確認された市の事例

秋田市

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

豊田市

農業用施設の維持管理は、合併時に豊田市の例により統一する。
ただし、広域農道（加茂広域農道、奥三河広域農道）等幹線農道については、合併時までに町村道認定を行い、市道として豊田市に引き継ぐ方向で調整する。

倉敷市

農林水産関係事業の取扱いについては、原則として、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

- 1 船穂町の土木常設委員及び真備町の土木専門委員については、現行どおり存続し、平成20年度から倉敷市の農業土木委員制度に統一するものとする。
- 2 真備町のため池、水路及び農道の新設、維持補修にかかる受益者負担金徴収制度は、合併時に廃止するものとする。
- 3 用排水路等の使用許可の取扱いについては、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 農業集落排水使用料については、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 農業集落排水分担金については、現対象区域は現行どおりとし、合併後の新規対象区域からは倉敷市の制度を適用するものとする。

松山市

- 1 合併時に、松山市は北条市及び中島町の農業振興整備計画を引き継ぐ。
- 2 土地改良事業にかかる地元分担金については、松山市の制度・方式に統一する。
合併前から、北条市及び中島町で実施している松山市規則等の事業区分に該当する事業については、平成16年度中は、現行制度を適用する。松山市規則等の事業区分に該当しない事業については、原則、北条市民・中島町民の負担率増とならないように調整を行い、合併までに新市の規則等の改正を行う。
- 3 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

協議第 4 4 号（第 1 3 回会議提案：継続協議）

消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について

消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 0 号	消防防災関係事業
<p>消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の防災センターは、高松市の防災センターとして、引き継ぐものとする。</p> <p>香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。</p> <p>戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

消防防災関係事業(協定項目第24-20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、消防防災関係事業について協議された市 8市

新潟市

消防体制については、黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし、黒埼町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒埼町の消防団員数は現行のとおりとする。

大船渡市

防災行政無線の運用については、設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討する。

つくば市

筑南地方広域行政事務組合が実施している消防事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。茎崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。

廿日市市

ア 佐伯町の常備消防については、引き続き廿日市市消防署佐伯分署で消防事務の処理を行う。

イ 吉和村の常備消防については、引き続き山県西部消防組合で消防事務の共同処理を行う。

新居浜市

・別子山村区域内の消防業務のうち災害対応については、合併時までに宇摩地区広域市町村圏組合と事務の委託について協議を行うものとする。

・消防水利施設及び消防通信施設等については、当面、現行どおりとする。ただし、防火水槽、消防緊急通信指令施設、無線中継局等通信施設及び消防団詰所の整備については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

・防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政無線の運用については、当面現行どおりとし、設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

消防防災関係事業（協定項目第24-20号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、消防防災関係事業について確認された市の事例

長野市

長野市の制度に統一する。

ただし、

- 1 地域防災計画、水防計画については、合併後に見直しを行う。
- 2 災害の規模又は被害状況に応じた職員動員配備については、地域の実情を考慮して、合併までに作成する。
- 3 防災行政無線システムについては、現行のとおりとし、新システムに統合する時点で、大岡村、豊野町及び戸隠村の各戸に整備済みの受信機を廃止する。
- 4 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の地域独自の防災訓練も継続して実施していく。
- 5 戸隠村及び鬼無里村の雪害救助員派遣事業は、現行のとおりとする。
- 6 消防団の装備、施設については、現行のとおりとする。

堺市

地域防災計画については、新市において、堺市地域防災計画を基に調整する。また、備蓄についても、新市において、被害想定を見直し、調整する。

防災情報システム、自主防災組織育成・防災訓練及び災害応急救助については、堺市制度で実施する。

婦人防火クラブについては、美原町制度を存続し、美原町域に適用する。

鹿児島市

- 1 防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。
- 2 交通災害共済事業については、合併時に鹿児島市の制度を適用するものとする。
- 3 防犯灯補助事業については、平成17年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するものとする。

協議第45号(第13回会議提案:継続協議)

学校教育事業(協定項目第24-21号)について

学校教育事業(協定項目第24-21号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月21日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-21号	学校教育事業
<p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。</p> <p>香川町地域で実施している、幼稚園児通園援助、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>香川町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時まで調整する。</p> <p>香川町地域における、小学校の学校行事等参加補助及び中学校の部活動に伴う体育館使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域における、修学旅行等補助、クラブ・部活動等補助及び学校生活支援事業については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域における、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>香川町地域の幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p> <p>香川町地域の幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

学校教育事業(協定項目第24-21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、学校教育事業について協議された市 10市

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
 - (2) 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、現行のとおり実施する。

新発田市

- 1 通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、新市の通学区域の見直しを行う。
- 2 小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 3 豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 4 小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 5 適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。
- 6 新発田市の学生緊急援助資金貸付事業及び、豊浦町の奨学金貸付制度は、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

学校教育事業（協定項目第24-21号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、学校教育事業について確認された市の事例

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の教育施設は、高知市に引き継ぐものとする。なお、鏡村の幼稚園は、公立幼稚園として管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
 - (2) 鏡村及び土佐山村の学校給食は、現有施設を継続使用し実施する。給食費の保護者負担金は、小・中学校については高知市の基準に統一するものとし、幼稚園については小・中学校を参考に合併時に基準を設けるものとする。
 - (3) 鏡村及び土佐山村のスクールバス運行事業は、現行のとおり実施する。
なお、土佐山村の幼稚園を廃止し保育所にした場合は、保育所に通園する3歳児以上の園児についても対象とする。
 - (4) 鏡村の遠距離通園（学）支援制度は、地域性等を勘案し現行のとおり実施する。
なお、土佐山村についても同制度を適用する。
 - (5) 鏡村の「放課後児童対策事業」は、高知市の「子どもの居場所づくり事業」を適用し実施する。
なお、土佐山村についても、条件が整えば同制度を適用する。
- 3 3市村の公民館の地域事業等は、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら実施する。
- 4 鏡村及び土佐山村の文化財は、高知市に引き継ぐものとする。

堺市

みはら大地幼稚園については、美原町制度を存続する。
公立幼稚園園児募集事務については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。
小・中学校通学区域については、それぞれに現状の通学区域を維持する。
学校給食事業については、単独調理場が整備されるまでの間はそれぞれの制度を存続し、それ以降は堺市制度に統一する。

鹿児島市

学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 4 6 号

コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 5 号）について

コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 5 号	コミュニティ施策
<p>コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

コミュニティ施策(協定項目第24-5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、コミュニティ施策について協議された市 6市

潮来市

住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。ただし、土曜日の窓口開庁業務については、本庁舎のみの対応とする。

大船渡市

まつり行事は、従来の実施状況を尊重し、新市の活性化につながるよう実施する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

新居浜市

コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

- ア 自治会・町内会の委託料・報酬については、新発田市の制度を適用する。ただし、平成15年度は現行どおりとする。
- イ 公会堂等建築事業補助金については、豊浦地区において、当分の間、現行どおりとする。
- ウ 全国豊浦町交流事業については、廃止する。
- エ 郷人会組織である城下町新発田会及びえちご豊浦会に対する支援については、当分の間、現行どおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

コミュニティ施策（協定項目第24 - 5号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、コミュニティ施策について確認された市の事例

宇都宮市

- 1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
- 2 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。
- 3 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。
- 4 コミュニティ活動については、更に充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。

長崎市

自治会・住民活動関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、住民生活への影響が大きいものについては、各町の地域特性等を勘案し、一定期間、経過措置を講じるものとする。

なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

鹿児島市

- 1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。
- 2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。
- 4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。

協議第 4 7 号

児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について

児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 9 号	児童福祉事業
<p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>香川町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>香川町の遠距離通園者等に対する助成については、合併時において廃止する。</p> <p>香川町の地域子育て支援センター事業（直営）については、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする</p> <p>香川町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から 3 年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p> <p>香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p> <p>香川町が借地料を補助している認可保育所用地については、無償貸与方式とするものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

児童福祉事業(協定項目第24-9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、児童福祉事業について協議された市 9市

新潟市

保育料については、合併時、黒埼町に居住している保護者に対する経過措置を設け、合併後1年度目から3年度目にかけて調整する。

大船渡市

(1) 保育所の取扱い

三陸町の保育所は、大船渡市に引き継ぐものとし、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から大船渡市の例による。

(2) へき地保育所及び託児所の取扱い

三陸町のへき地保育所及び託児所は、大船渡市に引き継ぐものとする。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

新発田市

児童・母子福祉

ア 保育料については、平成15年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。

イ 延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

ウ 一時保育については、新発田市の制度を適用する。ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

エ 保育園通園バス支援事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとし、合併後、新市で調整する。

オ 豊浦町の母子手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

カ 第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

児童福祉事業（協定項目第24-9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、児童福祉事業について確認された市の事例

秋田市

児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

鹿児島市

- 1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、平成16年10月31日までに子を出産した者については、現行どおりとする。
- 4 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、平成16年10月31日までに子を出産した者については、現行どおりとする。
- 5 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、平成17年度に子が小学校に入学する者については、現行どおりとする。
- 6 保育園児通園バス補助事業については、平成17年度に廃止するものとする。

堺市

障害者・母子家庭・乳幼児医療費助成については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

公立保育所の運営については、当面はそれぞれの方針を維持する。

保育所保育料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

協議第 4 8 号

環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について

環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 3 号	環境対策事業
<p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く 2 年度について、現行のとおりとする。</p> <p>香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、香川町地域において使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業（手数料）に係る香川町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く 2 年度について、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町が実施している航空機騒音調査については、平成 1 8 年度までは現行のとおりとする。</p> <p>香川町の下倉貯留槽については、し尿中継用貯留施設として継続して使用するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

環境対策事業(協定項目第24-13号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、環境対策事業について協議された市 8市

新潟市

黒埼町の家庭用生ごみ処理器購入助成金制度は、新潟市の制度に統一する。ただし、処理容器の大きさについては、選択できるようにする。黒埼町のし尿の収集の運搬体制については、当分の間、現行のとおりとする。そ族昆虫駆除事業については、現行のとおりとする。ただし、新潟市の薬剤散布機具購入補助については、黒埼町の制度を適用する。

潮来市

清掃業務粗大ごみの拠点回収、ごみ袋の配布方法については、合併時までに新たな制度を確立するものとする。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

筑南地方広域行政事務組合が実施しているごみ・し尿の中間処理等については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

なお、ごみの分別、収集運搬体制については、合併後速やかに調整するものとする。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、内海町の家庭ごみの分別方法、収集回数については、当分の間現行のとおりとする。

廿日市市

(1) 3市町村のごみ処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。ただし、佐伯町におけるごみ処分手数料等については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する方向で調整を行う。

(2) 3市町村におけるし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制(料金を含む)については、当分の間、現行のとおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

環境対策事業（協定項目第24-13号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、環境対策事業について確認された市の事例

豊田市

ごみの分別の種類、ごみ袋の価格、粗大ごみの有料制度については、原則として合併時に豊田市の方式に統一する。

ただし、稲武町区域のごみの分別の種類、ごみ袋の価格等については、当面現行のとおりとし、北設広域事務組合と調整の上、合併後に検討する。

ごみの収集回数及びその他プラスチック等の取扱いについては、一部違いを認め合う。

ごみの収集方式及び収集体制等は、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

岡崎市

1 廃棄物の対策等について

廃棄物の対策等については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

ただし、合併時までに額田町地域を含めた一般廃棄物処理実施計画の調整を図るものとする。

2 ごみの処理について

ごみの分別の種類、収集回数、収集方法等のごみ処理については、原則として合併時に岡崎市の制度に統一する。

3 資源回収について

資源回収については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

ただし、額田町地内の拠点回収事業については、住民の意向を踏まえて調整を図るものとする。

4 し尿処理について

額田町のし尿処理の収集方法については、合併時に岡崎市の許可制度に切り替える。

し尿収集運搬手数料については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

5 合併浄化槽補助事業について

合併浄化槽補助事業については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

6 各種許認可等の事務

各種許認可等の事務については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

協議第 4 9 号

建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について

建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 6 号	建設関係事業
<p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域の用途地域については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。</p> <p>合併時において、香川町地域の継続中の事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る香川町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。</p> <p>水防に係る香川町住民への周知方法については、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

建設関係事業(協定項目第24-16号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、建設関係事業について協議された市 6市

大船渡市

三陸町の農道及び林道は、大船渡市に引き継ぎ、管理規程等については、今後調整を図る。

廿日市市

- (1) 佐伯町の佐伯都市計画区域については現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めるものとする。

呉市

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- (2) 下蒲刈町が現在取り組んでいる「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく個性あるまちづくり方針を引き継ぎ、地域の振興に努めるものとする。
- (3) 町道、公園、住宅、漁港施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

- (1) 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。
- (2) 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。
- (3) 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

新発田市

- ア 豊浦町の農業土木事業補助制度は、廃止する。ただし、農地・農用施設の維持管理は、新発田市の制度を適用する。
- イ 市道認定基準については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦地区における市道認定において、豊浦町の「道路認定における用地買収費の30%を補助する制度」は、生活道路に限り、平成16年3月31日まで適用する。
- ウ 豊浦町の農村総合モデル補完排水対策事業は、廃止する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

建設関係事業（協定項目第24-16号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、建設関係事業について確認された市の事例

宇都宮市

（建設関係）

- 1．道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。
- 2．道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3．道路用地の取得については、取得手法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4．河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5．住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

（都市計画）

- 1．都市計画区域については、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期とも調整したうえで、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。
- 2．都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後、速やかに調整し、段階的に実施する。
- 3．区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。
- 4．区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

岐阜市

都市計画については現行のとおりとし、合併後、速やかに都市計画区域の再編等を検討するものとする。

協議第 5 0 号

下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について

下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 9 号	下水道事業
<p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぐ。</p> <p>水洗便所改造資金支援制度により、香川町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行の香川町の制度を適用するものとする。</p> <p>香川町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

下水道事業(協定項目第24-19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、下水道事業について協議された市 8市

潮来市

合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

- (1) 漁業集落排水処理施設に係る使用料及び分担金の取扱い使用料及び分担金は、現行のとおりとし、大船渡市の漁業集落排水処理施設供用開始前に統一の方向で調整を図る。
- (2) 排水設備工事指定店指定手数料の取扱い大船渡市の例による。

つくば市

荃崎町及び筑南地方広域行政事務組合が実施している下水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。ただし、受益者負担金、徴収方法等については、合併後速やかに調整する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 新市町の下水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から3か年緩和措置を講じる。
- 下水道事業受益者負担金については、合併前の新市町の賦課対象区域にあっては、新市町の条例によるものを踏襲する。
- 取付枅設置基準については、合併時に新市町における受益者負担金の賦課区域にあっては、新市町の従前の例によるものとする。

廿日市市

- (1) 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。
- (2) 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。
- (3) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

下水道事業（協定項目第24-19号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、下水道事業について確認された市の事例

岐阜市

2. 下水道事業

- (1) 下水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。
- (2) 下水道使用料については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。
- (3) 下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担金については、現行単価とする。また、笠松町については、未整備区域にかかる受益者負担金相当額について、全ての受益者に対し賦課するものとする。

倉敷市

下水道事業については、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

- 1 船穂町、真備町の下水道事業については、合併後も引続き継続的に整備していくものとする。
- 2 下水道使用料については、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
- 3 下水道受益者負担金については、合併時に倉敷市の制度に統一するものとし、2町で既に収納済みの受益者負担金がある場合は、合併までにそれぞれにおいて適正に処理するものとする。

長崎市

下水道事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、住民負担の激変緩和を図るため、下水道使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一料金とするものとする。
なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

鹿児島市

- 1 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。

協議第 5 1 号

社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について

社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	社会教育事業
<p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の子ども会活動の促進、PTA 活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の学校週 5 日制関連地域づくり事業、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会及び卓球大会については、合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の校区子ども会、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p> <p>香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。</p> <p>香川町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。</p> <p>香川町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

社会教育事業(協定項目第24-22号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、社会教育事業について協議された市 8市

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、公立幼稚園の入園料・授業料、学校給食費、各公民館で実施されている講座等については、合併後速やかに調整する。

廿日市市

(1) 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。

(2) 3市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。

呉市

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

(1) 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。

(2) 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

(社会教育)

ア 豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。

イ 豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。

ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

ウ 豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。

また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

社会教育事業（協定項目第24 - 22号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、社会教育事業について確認された市の事例

宇都宮市

- 1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

岐阜市

- 1 公民館の運営については、当面は現行のとおりとし、都市内分権のあり方を踏まえ、調整するものとする。
- 2 成人式については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から成人式のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。
- 3 総合体育大会等各種事業については、各地域の実情と経緯を踏まえながら、スポーツの振興及び生涯学習の推進等を考慮し、統合、再編などの調整を図るものとする。
なお、調整にあたっては、都市内分権のあり方を踏まえて行うものとする。
- 4 各種体育大会派遣・開催補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。

奈良市

公民館については、月ヶ瀬地区に地区公民館1館（現月ヶ瀬文化センター）を、都祁地区に地区公民館1館と分館4館を置き、事務組織及び機構、管理運営等は奈良市の制度に統一する。

月ヶ瀬村及び都祁村の体育施設については、奈良市に引き継ぐものとする。
使用料及び管理運営については、奈良市の制度に統一する。

体育・スポーツ大会については、奈良市の制度に統一する。
月ヶ瀬地区、都祁地区で実施される各種大会については地区スポーツ団体において存続する。

協議第 5 2 号

文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	文化振興事業
<p>文化振興事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の文化財保存等事業に係る補助については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町の「ふるさと歴史探訪」については、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>香川町文化協会に対する補助については、合併時まで調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

文化振興事業(協定項目第24-23号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、文化振興事業について協議された市 6市

新潟市

黒埼町指定文化財については、合併前に調査・審議をし、見直しすることとし、新潟市はその結果を十分尊重する。

大船渡市

三陸町の指定文化財については、大船渡市に引き継ぐものとし、保護の一元化を図り、合併後に指定基準を検討する。
三陸町が経営するブックワールド椿は、大船渡市に引き継ぐものとする。

新発田市

豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村ノ指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。

呉市

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- (2) 下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については、呉市が引き継ぎ、適切な管理運営に努めるものとする。
- (3) 学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

文化振興事業（協定項目第24 - 23号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、文化振興事業について確認された市の事例

秋田市

文化・体育振興事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。
ただし、一部の事務事業については廃止とする。

長野市

- 1 文化芸術振興事業については、長野市の制度に統一する。ただし、文化芸術祭については、現行のとおり実施する。
- 2 博物館及び郷土資料館等については、現行のとおりとする。
- 3 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の指定文化財については、合併時までにそれぞれの町村において、長野市の指定基準により再審議し、長野市はその結果を十分尊重する。

岐阜市

各市町の指定文化財はすべて新市に引き継ぐものとする。

豊田市

- 1 文化協会等について
文化協会等の組織は、当面現行のとおりとし、合併後組織の統合に向けて検討する。
- 2 文化財保護審議会について
文化財保護審議会は、現行の豊田市の審議会を新市に引継ぐものとする。なお、合併後における委員の選任については、市域全体の地域性に配慮するよう努めるものとする。

堺市

美原町文化振興自主事業については、堺市事業に再編する。
美術展覧会については、堺市制度で実施するが、みはら芸術展は、当分の間継続する。また、美原町国際交流推進協議会は当分の間継続する。
東大寺サミットについては、継続して加入する。

協議第53号

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月11日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（女性政策）
<p>女性政策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第54号

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月11日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（契約制度）
契約制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 5 号

その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 4 号	その他の事業（葬斎関係事業）
<p>葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川南部葬斎場の施設の使用及びやすらぎ苑葬については、協定項目第 1 6 号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</p> <p>香川町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

4 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
別紙のとおり

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第15回会議

(ア) 日時 平成17年1月24日(月)午後1時30分

(イ) 場所 香川県自治会館 7階会議室

(別紙)

合併協定項目の協議状況

平成17年1月11日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
2. 合併の期日(再提案)	H17.9.26					
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い	-	-	-	-	-	-
1. 都市提携						
2. 電算システム事業						
3. 広聴広報事業						
4. 人権啓発事業						
5. コミュニティ施策						
6. 障害者福祉事業						
7. 高齢者福祉事業						
8. 生活保護事業						
9. 児童福祉事業						
10. その他の福祉事業						
11. 保健衛生事業						
12. 病院事業						
13. 環境対策事業						
14. 商工・観光関係事業						
15. 農林水産関係事業						
16. 建設関係事業						
17. 交通関係事業						
18. 上水道事業						
19. 下水道事業						
20. 消防防災関係事業						
21. 学校教育事業						
22. 社会教育事業						
23. 文化振興事業						
24. その他の事業	-	-	-	-	-	-
(女性政策)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(水問題対策)						
(契約制度)						
(青少年健全育成事業)						
(市・町民褒章制度)						
(葬斎関係事業)						
25. 建設計画						

は新規提案 ・ は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない